

2000 年代以降の日本と英国における 更生保護制度の問題点と今後の展望 (1)

—— 更生保護における「ナラティブアプローチ」の可能性と限界 ——

高 橋 有 紀[※]

- I はじめに
- II 2000 年代以降の日本と英国における更生保護制度
- III 「ナラティブアプローチ」と犯罪者処遇
 - 1 対人援助における「ナラティブアプローチ」の登場経緯
 - 2 犯罪者処遇における「当事者」の「立ち直り」への注目 (以上本号)
 - 3 日英の更生保護制度と「ナラティブアプローチ」
 - 4 更生保護制度における「ナラティブアプローチ」の限界
- IV 更生保護制度における「ナラティブアプローチ」の担い手
- V おわりに

I はじめに

2000 年代以降、日本と英国における更生保護制度はともに「エビデンスに基づく処遇」や「リスク管理」を通じた効果的効率的な「再犯防止」を強調する傾向にある。そうした傾向は、保護観察官や保護司といった更生保護制度の担い手に対する役割期待の変容をもたらしたが、更生保護の現場や犯罪学、刑事政策学の研究者からは、それに対し批判的な声もあがっている。他方で、2000 年代以降、長引く不況や雇用情勢の悪化、高齢化社会の進行といった社会問題とその中で再犯を繰り返す人々への関心から、日英両国において、犯罪や非行をした者の

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 12 巻第 2 号 2013 年 7 月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了、2013 年博士（法学）取得

「再定住 (resettlement)」や「居場所と出番」を支えることの重要性が指摘されるようになった。また、昨今では、更生保護制度における「当事者」たる、犯罪や非行をした者の「立ち直り」や「長所 (strength)」に目を向けることの意義も主張され始めている。本稿は、こうした日本と英国の更生保護制度をめぐる状況を分析し、更生保護制度がこの先目指すべき方向性を論じるものである。

犯罪や非行をした者が「当事者」として「立ち直る」ことを支えるという発想は、一見、効果的効率的な「再犯防止」の実現を目指す刑事政策へのアンチテーゼとして機能するかに感じられる。実際、更生保護関係者や犯罪学の研究者がこうした主張を始めた背景には、各種の長期追跡調査や、犯罪を「止める (desist)」契機や過程に注目する「デジスタンス研究」があり、その知見には、医療やソーシャルワークといった対人援助の諸領域における「ナラティブ理論」や「長所基盤モデル」の世界観と共通する要素が少なくない。それらの領域で、「エビデンスに基づく実践 (Evidence-Based Practice)」に対置するものとして「ナラティブに基づく実践 (Narrative-Based Practice)」が提唱され、医師やソーシャルワーカーといった「専門家」の優位な立ち位置と、実証主義に依拠した普遍性客観性にこだわる彼らの判断枠組が批判されたことにかんがみると、更生保護における上述の発想もまた、効果的効率的な「再犯防止」を目指す更生保護制度に有力なアンチテーゼを示すと期待できそうでもある。しかしながら、今日の日本と英国の更生保護制度においては、「当事者」の「立ち直り」を支えるという発想が「再犯防止」を掲げる更生保護制度に取り込まれる中で、「当事者」の主体性個性性を重視する価値観が後退させられる状況が見られる。また、ここでは「当事者」や「ナラティブ」といった視座が「専門家」による各種処遇プログラムの方法論として扱われる傾向にある。本稿では、こうした状況の有する問題点を指摘する。

他方で、国の刑事政策の一環である更生保護制度において、「当事者」の主体性個性性を尊重し「「当事者」の論理」を徹底することに一定の留保や制限が伴うことには、批判しがたい面も存在する。その中で、「更生保護制度の論理」の下に、犯罪や非行をした者に向き合う役割を担う保護観察官や保護司はどう振舞うべきか。とりわけ、長年「専門性」よりも「地域性」「民間性」を期待され

てきた日本の保護司制度は、こうした観点からいかに評価できるか。また、刑事施設出所者、薬物依存症者といった「当事者」には、更生保護制度においてどのような役割を果たすことを期待でき、また、期待して良いのか。上述のように、「当事者」や「ナラティブ」といった視座が「専門家」によるプログラムの方法論として語られがちである現在、必ずしも「専門家」ではない保護司や「当事者」が更生保護制度において果たす役割は十分に議論されていない。そうした状況にかんがみ、本稿ではこれらの問題について、2000年代以降の日本と英国における更生保護制度をめぐる議論と、対人援助の諸領域における「当事者」の主体性個別性に目を向ける議論の両者を検討する。これにより、日本と英国の更生保護制度の問題点を指摘し、犯罪や非行をした者が「当事者」として一人ひとり「立ち直り」の道を歩んでいくことを支える更生保護制度の必要性を主張し、その担い手のあり方について私見を示したい。

なお以下では、対人援助の諸領域における「当事者」の主観や意思、長所に目を向けるアプローチを総称して「ナラティブアプローチ」と表記し、「ナラティブ理論」「長所基盤モデル」「ナラティブに基づく実践」等の語は、それぞれの理論や説について個別に言及したい場合にのみ用いることとする。

Ⅱ 2000年代以降の日本と英国における更生保護制度

1 「再犯防止」の強調

まず2000年代以降の日本と英国における更生保護制度の特徴について、本稿後半での議論との関係で重要な点のみを簡潔に記述したい。

上述のように、日本と英国はともに2000年代以降、効果的効率的な「再犯防止」を強調する傾向にある。英国でこの傾向が顕著になったのは、1998年に発足したいわゆる「New Labour」政権下であった。同政権下での更生保護制度の特徴は、「National Offender Management Service (NOMS)」を核とした中央集権的な機構の下、「What Works 施策」の中で作られた「認可プログラム」やコンピュータを用いたリスクアセスメント、保護観察官の業務に関する「全国基準」等に沿った画一的な社会内処遇を行うことで、「再犯防止」を実現する点に

あった。詳細は別稿に譲るが、これは、それ以前の約10年間にわたる保守党政権の発想を一定程度継承しており、保護観察官に「プロのケースワーカー」としての役割を期待し、その専門性への信頼の下に個々の保護観察官に広範な裁量を与えるという「福祉国家」時代の英国における更生保護制度と対立するものであった。こうした状況は、2010年に発足した連立政権の下でも基本的には変化していない。さらに連立政権の下では、「費用対効果」や効率性が一層強調される傾向にあり¹⁾、効果的効率的に「再犯防止」を実現しようとの機運は今日も衰えていない。

一方、日本の更生保護制度で「再犯防止」が前面に押し出されたのは、2008年に施行された更生保護法においてである。日本では、第二次大戦後、犯罪者予防更生法、執行猶予者保護観察法に基づく更生保護制度が長く維持されてきたものの、2000年代初頭に相次いだ保護観察対象者らによる「重大再犯事件」を受け、その理念は大きく見直された。更生保護法は更生保護の目的を示す第1条に、先の二法にはなかった「再び犯罪をすることを防ぎ」との文言を入れるとともに、保護観察中の遵守事項の「整理・充実」を通して、「強靱でしなやかな」²⁾更生保護制度の確立を目指した。もっとも同法施行後も、遵守事項違反による執行猶予や仮釈放の取り消し、非行少年の少年院への「戻し収容」は増加していない³⁾ことから、同法施行により「再犯防止」の実現を最優先する状況が生じたとはいえない。とは言え、2012年7月には犯罪対策閣僚会議の報告書において、再犯率の減少に関する数値目標が掲げられる⁴⁾など、「再犯防止」に対する関心は今日においても顕著である。

1) National Offender Management Service, How the Offender Management Service works, 2012, p. 2. <http://www.justice.gov.uk/downloads/about/noms/noms-org-chart.pdf>

2) 佐藤繁實「更生保護法への期待と今後の課題」犯罪と非行154号(2008年)111頁。

3) 「2011年(年報)保護統計【結果の概要】」<http://www.moj.go.jp/content/000100439.pdf>によれば、保護観察終了人員に占めるこれらの処分の割合は、更生保護法施行以前である2006年に比べいづれも減少している。これには、保護観察対象者や仮釈放期間の変化も影響していると考えられるが、少なくとも更生保護法施行により、保護観察対象者の刑事施設への(再)収容の処分が積極化したわけではないと推測される。

4) 犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」(2012年)16頁では、刑務所出所者等の「2年後再入率」を平成33年度までに2割以上減少させることを目標としている。

以下では、こうした日英両国の更生保護制度において注目されているエビデンスに基づく処遇やリスク管理について検討したい。

2 エビデンスに基づく処遇、リスク管理の重視

上述のように、New Labour 政権以降の英国における更生保護制度の特徴の一つとして、「認可プログラム」やコンピュータを用いたリスクアセスメントの活用があった。これらを活用することで、保護観察対象者が再犯に及ぶ危険性（リスク）を客観的な指標を用いて測定し、それに応じて、保護観察官による働きかけの度合いや各種プログラム受講の必要性を判断し、有効性が実証されたという「エビデンス」のあるプログラムを実施することで、効果的効率的に再犯を防止しようというのである。ここでは、北米や英国におけるメタ分析によれば認知行動療法を用いた犯罪者処遇の効果が有意に高いとの前提の下に、認知行動療法を用いた「認可プログラム」が多数策定され、各保護観察所にはそれを一律に完全な形で実施することが求められた。また、2001年にはコンピュータに対象者の情報を打ち込めば正確で客観的な再犯リスクが測定されるとして、「OASys (Offender Assessment System)」が鳴り物入りで導入された。これにより、対象者はその測定結果に応じて4つの段階（tier）に分類され、段階ごとに必要な働きかけや保護観察官の関与の度合いが定められた。もっとも、こうした施策には、個々の対象者の状況に応じた柔軟な働きかけができないことに対する保護観察官からの批判⁵⁾や、人間の将来の行動を確率論で予測することに対する研究者からの疑問⁶⁾も示されている。そして、後述するように、こうした問題意識と、犯罪学における「デジスタンス研究」の知見や対人援助における「ナラティブアプローチ」の機運があいまって、更生保護制度における「当事者」への関心が高

5) Jon Matthews, People first: Probation officer perspectives on probation work-A practitioner's response, *Probation Journal* 56 (1), 2009, pp.63-64. George Mair, Lol Burke & Stuart Taylor, 'The worst tax form you've ever seen?': Probation officer's views about OASys, *Probation Journal* 53 (1), 2006, pp.14-15, pp.17-18.

6) Peter Raynor, Community Penalties: 'What Works' and Offender Management, Mike Maguire, Rod Morgan & Robert Reiner eds., *The Oxford Handbook on Criminology*, Oxford University Press, 2007, p. 1079.

まることになる。

エビデンスに基づく処遇やリスク管理を重視する発想は、更生保護法下の日本の更生保護制度にも見られる。同法施行以後、保護観察官の間では、適切なタイミングで保護司の処遇に介入したり、遵守事項違反への不良措置を取ったりすることで再犯を未然に防ぐ「ケースの見立て」が強調されるようになった⁷⁾。もっとも日本では、上述の OASys のようなコンピュータによるリスクアセスメントは依然として導入に至ってはいない。また更生保護法は、性犯罪、薬物犯罪、暴力犯罪による保護観察対象者について、認知行動療法を基礎とした「専門的処遇プログラム」の受講を特別遵守事項として義務付ける制度を設けた。なお、保護観察対象者に特定のプログラム受講を義務付ける制度は、英国ではすでに1991年の刑事司法法 (Criminal Justice Act) 以来存在しており、日本の更生保護関係者の間でも同法は早くから注目されていた⁸⁾。さらに、2012年の犯罪対策閣僚会議の報告書は、「再犯率の高い薬物事犯」「国民の関心の高い性犯罪」について、「再犯リスクに応じた専門的処遇プログラムを実施するとともに、関係省庁の連携の下で、再犯リスクの特に高い者に対する更に効果的な施策を検討する必要がある」⁹⁾とするとともに、再犯防止一般に関して、「再犯をめぐる状況を適切に把握し、既存の施策についてその効果を検証し、有効性や効率性を踏まえて取捨選択を行ない、効果的な施策に集中的に取り組むことが求められる」¹⁰⁾と述べる。同報告書のこうした表現からは、「リスク」や「有効性」に対する英国同様の高い関心がかがえる。

3 対人援助における「エビデンスに基づく実践」をめぐる議論

上述のように2000年代以降、日英両国の更生保護制度において、「再犯防止」

7) 生駒貴弘・正木恵子・三宅仁士・松本忠房「第44回保護局関係職員管理課研修実施報告 課題研究「更生保護法下での保護観察官のアイデンティティーについて」」更生保護と犯罪予防151号(2009年)34-35頁。

8) 1990年代に英国におけるこうした制度を紹介したものとして、小長井賀興「1991年刑事司法法以後の英国の保護観察におけるグループワーク」犯罪と非行99号(1994年)117-136頁。

9) 犯罪対策閣僚会議・前掲注4) 6-7頁。

10) 犯罪対策閣僚会議・前掲注4) 8頁。

の手段の一つとして「エビデンスに基づく処遇」を用いる動きが見られるが、医療やソーシャルワークといった対人援助の諸領域においては、すでに1990年代から「エビデンスに基づく実践(Evidence-Based Practice)」が注目されていた。これらの領域で、「エビデンスに基づく実践」が登場した背後には、それまでの対人援助のあり方に対する左右両派からの批判や懐疑があった。

すなわち左派からは、従来の医師やソーシャルワーカーが、有名な理論や自分の上司の教えなど「何の客観的証拠も見られない権威」に依拠して治療や処遇にあたり、それによってかえって事態を悪化させてきたことが問題視された¹¹⁾。その中で、判断基準や効果に関する客観的な「エビデンス」を示し、それを踏まえて治療や処遇の方法を選択する仕組みは、処遇者の権限を弱め、従来のクライアントと処遇者の間の垂直的関係を相対化するものととらえられた¹²⁾。これにより、医療現場では治療の方針や有効性を客観的な数値で示し、それを基に医師と患者が話し合う「インフォームド・コンセント」の実践が急速に発達し、その手法はソーシャルワークにも波及した。もっとも、ソーシャルワークにおいては、客観的な「エビデンス」に依拠した実践は、一部から「クライアントの人間性、とりわけ主体性、自己決定が脅かされる観点からの非倫理性を懸念」される¹³⁾ことにもなった。しかしながら、そもそもエビデンスに基づく実践は、医師やソーシャルワーカー、そしてクライアント自身に「エビデンス」への従属を求めるものではなく、クライアントが「介入効果や介入方法に関する情報をあらかじめ知らされた参加者として介入過程に関わる」ことを目指す¹⁴⁾点に主眼があった。それゆえ、これを提唱する立場からは、エビデンスに基づく実践は、クライアントの個別性や主体性の尊重というソーシャルワークの伝統的な理念と矛盾しないと説明される。

11) 秋山薊二「Evidence-Based ソーシャルワークの理念と方法——証拠に基づくソーシャルワーク(EBS)によるパラダイム変換」ソーシャルワーク研究31巻2号(2005年)39頁。

12) 三島亜紀子『社会福祉学の〈科学〉性——ソーシャルワーカーは専門職か?』(勁草書房、2007年)183-184頁。

13) 秋山薊二「エビデンスに基づくソーシャルワーク(EBP, EBS)に対する誤解の諸相——EBSの実相とPBR」関東学院大学文学部紀要112号(2007年)78頁。

14) 秋山・前掲注13)78頁。

他方で、医療におけるエビデンスに基づく実践は、国家財政に占める医療費や社会保障費削減の観点から右派の支持も集めた。効果の期待できない治療に無駄な資源を投入するよりも、実証的に効果を期待できる治療に資源を集中的に投下すべきだというのである¹⁵⁾。とりわけ英国では、「福祉国家」の時代に設けられた保健省 (National Health Service) の改革とあいまって、医療におけるエビデンスに基づく実践が他国以上に重視されることとなった¹⁶⁾。

そして、対人援助の諸領域のこうした問題意識は、英国の更生保護制度における「認可プログラム」策定や OASys の活用の背景とも共通している。英国では、判決前記録に作成者である保護観察官の恣意や独断が入り込みやすいことが早くから問題視されており¹⁷⁾、1990年代以降、「全国基準」を通して、その内容の標準化が図られてきた。コンピュータにより対象者のリスクを正確に測定するという OASys 導入の意図は、こうした流れの一環に位置付けることができる。もっとも、OASys に入力すべき対象者の情報が膨大であるため、保護観察官がその一部を独断で省略することがあると言われており¹⁸⁾、その客観性や正確性は疑問視せざるを得ない。他方で、OASys 導入により、その評定に応じて面接の頻度や回数も規定されることになったが、この点は、あらかじめ介入の程度や方法を対象者に明示し、保護観察官ごとの対応の差を是正する機能を持つとも評価できる。「決定プログラム」を用いた「組織的援助」が、「援助する者の人格や動機とは独立に、援助を効果的に且つ信頼性を持って期待することができるという利点を有する」こと¹⁹⁾は、ソーシャルワークにおいても指摘されている。また、「認可プログラム」の策定を促した「What Works 施策」の源流に、「治療モデル」に基づく犯罪者処遇における人権侵害を伴う無意味な処遇を批判する「Noth-

15) 秋山・前掲注 13) 83-84 頁。

16) 三島・前掲注 12) 181 頁。

17) Anne Worrall & Clare Hoy, *Punishment in the Community: Managing Offenders, making choices*, Willan Publishing, 2005, p. 101.

18) Mike Nash, The probation service: Public protection and dangerous offenders, Jane Winstone & Francis Pakes eds., *Community Justice: Issues for probation and criminal justice*, Willan Publishing, 2005, p. 25.

19) 小松文晃「リスク社会のなかの「援助」」北海道教育大学釧路校研究紀要 37 号 (2005 年) 83 頁。

ing Works」の思想があったことにかんがみると、エビデンスに基づく処遇には、対象者の心身への不合理な介入を避ける意義があると言える。こうした点で、エビデンスに基づく処遇やコンピュータによるリスクアセスメントは、一面において、処遇の標準化客観化を通じた対象者の尊厳や地位の尊重という性格を持つ。

一方、「認可プログラム」策定やOASysの活用の背景には、限られた資源を優先的に投入すべき対象者と処遇内容を選定する意図も存在する。「費用対効果」は、1980年代の保守党政権以来一貫した英国の更生保護制度に対する政府の関心事の一つであり、リスクアセスメントやメタ分析を用いて、より効果的な介入の対象と手段を明らかにすることで「再犯防止」や社会の保護が効率的に達成できると考えられたのである。こうした発想は、上述のように、「再犯リスクに応じた」とか「有効性や効率性を踏まえた取捨選択」といった表現を用いる日本の犯罪対策閣僚会議の報告書にも見られる。

これらのことから、医療やソーシャルワークといった対人援助の諸領域においてエビデンスに基づく実践の発展を促した左右両派の問題意識は、更生保護制度にも同様に存在したことが見て取れる。他方で、対人援助の諸領域においては、以下で詳細に検討するように、クライアント自身の意思や経験といった主観的要素に目を向けるべきだとの機運も生じ、「ナラティブに基づく実践 (Narrative-Based Practice)」が注目を集め始める。そして、その発想は、ここまで見てきた今日の日英両国の更生保護制度に対して批判的な者のみならず、「再犯防止」を強調する立場の者からも注目されることになる。そこで以下では、対人援助の諸領域に「ナラティブアプローチ」が登場した経緯を検証し、その発想と「当事者」の「立ち直り」に注目する更生保護の議論の関係を分析したい。

Ⅲ 「ナラティブアプローチ」と犯罪者処遇

1 対人援助における「ナラティブアプローチ」の登場経緯

医療やソーシャルワークといった対人援助の諸領域において、クライアントの「当事者」としての主体性や意思、力に注目すべきだとの発想の下に、「ナラティブ理論」や「長所基盤モデル」が提唱され、「ナラティブに基づく実践」が注目

されるようになった背景には、大別して三つの思想が存在する。なお、これら三つのうち、一つ目に検討するものと三つ目に検討するものでは、エビデンスに基づく実践に対して異なる見方をしていることに注意を要する。

一つ目は、「エビデンス」を基盤とした「インフォームド・コンセント」を重視する上述の議論同様、従来の「専門家」の優位な立ち位置を相対化しようとする中で生じた思想である。上述のように、エビデンスに基づく実践では、「エビデンス」について十分な情報を得たクライアントと医師ら「専門家」の対話が重視される²⁰⁾。その中で次第に、実証主義に依拠した客観的データとしての「エビデンス」だけでなく、クライアントやその家族らの経験や感覚に関する主観的な「ナラティブ」にも、「専門職」とクライアントの対等な議論の基盤としての価値が認められるようになった。実証主義に基づく「エビデンス」と、クライアントの主観的世界を反映した「ナラティブ」は、相互に補完し合う関係にあるというのである²¹⁾。この中で、近年、医療現場においてはクライアントの「ナラティブ」をデータベース化し、クライアントもそれにアクセスできるようにする試みが行われている²²⁾。その背景には、「健康」や「病い」は、医学・生物学的な問題であると同時に、当事者（患者・家族）にとっては、心理的・社会的・経済的な問題とも深く関わる事柄²³⁾であるとの指摘が示すように、従来は医学的な観点からのみ理解し説明されてきた「疾患」を、「当事者」の主観や彼らの生活や人生に根差した経験を踏まえてとらえ直そうとする機運があった。その点で、クライアントの「ナラティブ」への注目は、以下で検討する「当事者」の力や意思に対する関心と密接な関係にあると言える。

二つ目に、「当事者」の意思や彼らに潜在する力を尊重しようとする思想と、そうした思想に由来する「当事者」の運動がある。これは、1960年代以降、そ

20) 三島・前掲注12) 184頁。

21) 大久保功子「看護学とナラティブ」野口裕二編『ナラティブ・アプローチ』（勁草書房、2009年）104-105頁。

22) 大久保・前掲注21) 105頁。英国で「ナラティブに基づく医療（Narrative Based Medicine）」を提唱した研究者らがオックスフォード大学を拠点に設立した DIPEX を参考に、日本でも「健康と病いの語りディベックス・ジャパン」が乳がんや前立腺がんの患者の経験談等を収録したデータベースを公開している。<http://www.dipex-j.org/about/>

23) 「ディベックス・ジャパン」ウェブサイト <http://www.dipex-j.org/about/>

れまでの医療やソーシャルワークにおける「専門家」優位の構造が批判的にとらえられ、「客体」として無力化されていたクライアントの能力や経験を積極的に評価すべきだとの発想が生まれたことを発端とする。そしてそうした機運の下で、従来は「客体」であった障がい者や患者、薬物やアルコールの依存症者らが「当事者」として声を挙げ行動を起こし、「当事者」自身の関心や希望を対人援助の実践や政策形成に反映させることに注目が集まるようになった。ここではとりわけ、1970年代に米国で始まった身体障がい者らの「自立生活運動」と、早くは第二次大戦前から存在した「NA」、「AA」、「患者会」などの「自助グループ」「当事者グループ」が注目される。「自立生活運動」は、それまで一生を施設で過ごすことが一般的であった重度の身体障がい者らが介助者らの助けを借りながら地域生活を営む実践とそのための条件整備に向けた運動を展開するものであったが、その背後には従来の障がい者福祉における「専門家」や「健常者」への反発があった。従来の障がい者福祉は、「障害というものを克服し、障害のない人に限りなく近づく」ことが目標にされ、「専門家」が「教育や指導という名の下で支配的な態度」を取っていたというのである²⁴⁾。また、そうした「専門家」や「親や施設職員といった他者」の態度は、障がい者に「自己を否定する解釈枠組みによって自己のアイデンティティを確立することを余儀なく」するものであるととらえられた²⁵⁾。その中で「自立生活運動」は、障がい者が「自らの意思と責任において」²⁶⁾、「障害当事者として生きる」²⁷⁾ことを重視した。他方で「自助グループ」「当事者グループ」においては、同様の経験を持つ他の参加者の存在を自らの回復への力にするとともに、他の参加者に自らの経験を語ることで、自らがエンパワメントされる意義があること²⁸⁾が強調される。また、「自助グループ」「当事者グループ」には、医師やソーシャルワーカーのような対人援助

24) 谷口明広「社会福祉における当事者参加の重要性と意義——自立生活運動に見る当事者観を中心に」社会福祉研究 102 号 (2008 年) 45 頁。

25) 星加良司「自立と自己決定——障害者の自立生活運動における「自己決定」の排他性」ソシオロギス 25 号 (2001 年) 162 頁。

26) 星加・前掲注 25) 162 頁。

27) 谷口・前掲注 24) 48 頁。

28) 市川岳仁「回復と支援の狭間で揺れる当事者——転換期の当事者カウンセラー」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報 7 号 (2010 年) 32-33 頁。

「専門」職が圧倒的な優位に立ち、彼らの知識や関心が治療や処遇を支配することへのアンチテーゼとして、「当事者」の存在とその語りの積極的な意義を尊重する志向性がある²⁹⁾。しばしば言われるように、「当事者こそが専門家」というわけである。その点で、「自助グループ」や「当事者グループ」の積極的意義を評価することは、対人援助「専門」職の「専門家」としての立ち位置そのものを相対化することでもある。それゆえ、今日、「自助グループ」や「当事者グループ」との関わりにおける自らの存在意義に悩む対人援助「専門」職は少なくない³⁰⁾。もっとも、精神疾患の患者の主体的な回復の場「べてるの家」の設立に携わった医療ソーシャルワーカーの向谷地生良と、そこに集まる患者の診療にあたる精神科医の川村敏明のように、既存の医療や社会福祉の体制に限界や疑問を感じる医師やソーシャルワーカーが「当事者」を主体とする場に積極的にかかわるケースもある³¹⁾。

他方で、ポストモダンの潮流の下では、「専門家」の「知」による抑圧構造を指摘するフーコーの思想が「当事者」の「ナラティブ」の持つ力を尊重しようとする機運を後押しした。これは、後述するように、実証主義を是とする世界観への批判とも密接に関係している。すなわち、これまで対人援助のクライアントは、対人援助「専門」職を含めた社会一般を支配する「ドミナントストーリー (dominant story)」を押し付けられ、それを内面化し無力化されていた³²⁾。「当事者」の「ナラティブ」は、そうした「ドミナントストーリー」とは異なる「オルタナティブストーリー (alternative story)」であり、その中に「ドミナントストーリー」においては見落とされていたクライアント自身の力や意思を見出すことで、

29) 松田博幸「セルフヘルプ・グループの文化が援助専門職者に与える影響——あるリカバリング・ソーシャルワーカーからのインタビューより」社会問題研究 55 巻 2 号 (2006 年) 94-97 頁。

30) 寶田穂「薬物依存症をもつ当事者の活動と看護——価値観の揺らぎを通してみえてくる患者—看護師関係とは」精神科看護 35 巻 9 号 (2008 年) 15 頁など。

31) 齊藤道雄『治りませんように——べてるの家のいま』(みすず書房、2010 年) 24-25 頁。向谷地生良「生きる苦勞を取り戻す——地域における「生きにくさ」と「生きやすさ」と」精神障害とリハビリテーション 6 巻 1 号 (2002 年) 30-31 頁。

32) 松倉真理子「社会福祉実践における「他者」の問い——脱近代ソーシャルワーク議論の意味」社会福祉学 42 巻 1 号 (2001 年) 5-6 頁。加茂陽・大下由美「エンパワメント論——ナラティブ・モデルの批判的吟味」社会福祉学 42 巻 1 号 (2001 年) 13-14 頁。

クライアントをエンパワメントできるというのである³³⁾。この発想は、対人援助「専門」職の一部に、「ナラティブセラピー」という新しい「処遇技法」を生み出すことになる。そこでは、クライアントとの面談により、彼／彼女の「オルタナティブストーリー」を引き出すことがソーシャルワークの目的となる³⁴⁾。それはある意味で、「オルタナティブストーリー」の発掘に、「専門家」の「知」が否定された時代における対人援助「専門」職の新たな「腕の見せ所」ひいては存在意義を求めるものと言える。もっとも今日、「ナラティブアプローチ」がこのように「臨床上の治療モデル」として扱われがちであることを批判する声も強い³⁵⁾。また、対人援助「専門」職が「オルタナティブストーリー」を引き出すという発想には、クライアントがどのような「ドミナントストーリー」に支配され、いかなる「オルタナティブストーリー」に救われるかを、対人援助「専門」職はあらかじめ知っているとの前提が存在するとも批判される³⁶⁾。こうした前提の下にクライアントと向き合うことは、クライアントを「客体」と見なす従来の対人援助「専門」職の態度と大差ないとも言える。このことや、上述の「自助グループ」や「当事者グループ」の存在意義をめぐる議論からは、「当事者」を前に対人援助「専門」職がとるべき立ち位置が容易に定まらないことが見て取れる。とりわけ、「専門職」になることにこだわってきたソーシャルワーカーにとって、「当事者」の知や主観を尊重しようとする「ナラティブアプローチ」の徹底は、自らの存在意義を根本から覆しかねない³⁷⁾。「ナラティブアプローチ」の下でのソーシャルワーカーの専門性をめぐる議論は今日も続いている。この点は、更生保護制度における保護司や保護観察官のあり方についても重要な問題である

33) 加茂・大下・前掲注 32) 13 頁。

34) 吉川悟「私の家族療法にナラティブ・セラピーが与えた影響——ナラティブを取り入れた新たな家族療法の臨床実践」野口裕二編『ナラティブ・アプローチ』(勁草書房、2009 年) 147 頁。

35) 木原活信「ソーシャルワーク実践への歴史研究の一視角——「自分のなかに歴史をよむ」ことのナラティブ的可能性をめぐる」『ソーシャルワーク研究』29 巻 4 号 (2004 年) 268 頁。

36) 加茂・大下・前掲注 32) 13-14 頁。

37) 鶴野隆浩「社会福祉における「ポストモダン」の再検討」大阪人間科学大学紀要 9 号 (2010 年) 27 頁。

ため、本稿後半で再度論じる。

さらに、「ナラティブアプローチ」を生み出した三つ目の思想として、ソーシャルワークが実証主義的な世界観に立脚することへの疑問や反発があった。これは、エビデンスとナラティブを「相互に補完し合う」ものとする上述の一つ目の思想と異なり、客観的普遍的な「エビデンス」と「当事者」の主観的な「ナラティブ」を対立的にとらえるものである。もっとも、ソーシャルワークが個々の人間を対象としてその主体性や個性を尊重することと、論理実証主義に基づき客観的普遍的なものを重視することが両立しえないのではないかとの問題意識は、ソーシャルワークの研究者や実務家の間にすでに1960年代から存在していた。その後ソーシャルワークには、バーガーやルックマンをはじめとする「社会構成主義」の思想を自らの実践理論の「メタ理論」と見なす³⁸⁾議論が現れる。そこでは、個別のクライアントとワーカーの間の実践経験によって得られた知恵を改めて「理論」として位置づけることと、「価値に基づいた理論」を構築することが重視された³⁹⁾。これらは、実証的に客観化可能なものが「知識」と呼ぶにふさわしい「理論」であり、そうした「理論」はその客観性ゆえに価値中立的であるとする、従来の論理実証主義に則ったソーシャルワークの実践を根本から見直すものであった⁴⁰⁾。そして、「実践の知恵を価値に基づいた理論として構築する」ためには、クライアントの生活困難を「原因と結果」の因果関係ではなく、クライアントの「主観的世界」から見た「意図と理由」の視座からとらえなおす必要がある⁴¹⁾とされる。それゆえ、この立場からもソーシャルワーカーには、クライアントの「ナラティブ」を引き出すことと、それに沿った処遇や援助を行うことが求められる。

これら三つの流れを俯瞰すると、医療やソーシャルワークといった対人援助の諸領域において「ナラティブアプローチ」が展開されるようになった背景に、従来「客体」とされてきたクライアントを「当事者」として尊重することや、個々

38) 狭間香代子『社会福祉の援助観——ストレングス視点・社会構成主義・エンパワメント』(筒井書房、2001年) 67頁。

39) 狭間・前掲注38) 67-69頁。

40) 狭間・前掲注38) 68-69頁。

41) 狭間・前掲注38) 70頁。

の「当事者」の「ナラティブ」の積極的な意義を評価することへの関心が存在したことが見て取れる。そして、「当事者」の「ナラティブ」への関心には、三つ目の思想が示すように、客観的普遍的なものに価値を置く実証主義的な世界観へのアンチテーゼとしての側面もあった。それゆえ、対人援助において「ナラティブアプローチ」を徹底することは、ごく卑近な言葉を使えば「人それぞれ」の苦悩と回復の物語を尊重することに行きつく。それゆえ、こうした立場からは、犯罪被害者や肉親と死別した人、病気や事故で重い後遺症を負った人等の「回復の物語」を「段階モデル」で示すことや、「当事者」の現在の「段階」に応じて「専門家」が働きかけることへの批判が強い⁴²⁾。現に何らかの悲しみや苦しみに直面している「当事者」に対して、「専門家」や周囲の人間が一定の「回復の物語」、「克服の物語」を押し付けることが「当事者」の更なる苦痛や不信感を生むというのである⁴³⁾。それゆえ、多くの「自助グループ」「当事者グループ」のミーティングでは、「言いつぱなし、聞きっぱなし」の言葉が象徴するように、他の参加者の語りに反論や批判を差し挟むべきではないという約束事が掲げられる。そうした場においては、一人ひとりの「当事者」の「ナラティブ」一つひとつの価値を重視するのであって、普遍的な「物語」を見出すことや、それに沿って生きることを目的としているわけではないのである。

もっとも上述のように、医療やソーシャルワークにおける「ナラティブアプローチ」には、「専門家」と「当事者」の関係や、対人援助「専門」職の「専門性」をはじめ未解決の問題が残されており、研究者の問題関心の違いや医師、看護師、ソーシャルワーカーなど「専門家」の職種によって、異なる結論や実践が帰結されることも少なくない⁴⁴⁾。それゆえ、どこまでの「人それぞれ」を許容するかという問題への答えが論者の立場によって異なることは否定できない。とは言え、「ナラティブアプローチ」が生じた背景に、「当事者」の主体性を尊重するという価値観にくわえ、客観的普遍的なものに価値を置く実証主義を対人援助に持ち込

42) 伊藤智樹「語り手に「なっていく」ということ——輻輳する病いの自己物語」崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ編『〈支援〉の社会学』（青弓社、2008年）24-25頁。佐藤恵「起点としての「聴く」こと——犯罪被害者のセルフヘルプ・グループにおけるある拡幅の形」同書 46-48頁。

43) 佐藤恵・前掲注 42) 46-47頁。

むことへの違和感があったという点は、同じく「人」を相手にする犯罪者処遇においても重要である。というのも、後述するように、更生保護制度においては「当事者」の「立ち直り」への関心が高まってもなお、犯罪や非行をした者の「再犯防止」への有効性を持つ普遍的な「モデル」を見出し、そこに対象者を当てはめることを重視する状況が見られるのである。

2 犯罪者処遇における「当事者」の「立ち直り」への注目

(1) 犯罪学における議論

ところで、冒頭でも若干触れたように、更生保護制度においては、保護観察対象者らへの長期追跡調査や犯罪学における「デジスタンス研究」など、対人援助において「ナラティブアプローチ」が登場したのとは異なる観点から、「当事者」の「立ち直り」に注目する議論が存在した。以下では、そうした更生保護制度における調査や研究について検証する。

犯罪や非行をした者の更生や再犯に至る過程を長期的に観察しようという研究者や更生保護関係者らの試みは、古くから存在する。最も初期の段階のものとしては、1940年代から1950年代にかけて米国のグリュック夫妻が行った犯罪経歴調査がある。その後、1960年代に入ると、英国や米国を中心に、非行少年への長期追跡調査が盛んに行われるようになる⁴⁵⁾。さらに2000年代には、上述のグリュック夫妻による調査の資料を偶然発見したサンプソンとラウブが同調査の対象となった「元少年」を探し出し、調査後の生活を含めた彼らの人生やその転機について聞き取り調査を行った⁴⁶⁾。これら一連の調査は、後述するように、少

44) 医師や看護師は法律上いわゆる「業務独占」の資格を持つ「専門家」であるため、手術や投薬など、「当事者」であっても無資格者が行うことができず「専門家」のみが担いうる役割が比較的明確である。一方、自らに固有の「専門性」をめぐる議論が続いているソーシャルワーカーにとっては、「当事者」の力や知を尊重しようとする「ナラティブアプローチ」の下での自らの立ち位置に関する問題はより悩ましいものとしてとらえられている。

45) 守山正『イギリス犯罪学研究Ⅰ』（成文堂、2011年）147-148頁。

46) 同研究については、山内宏太郎・守山正・渡邊泰洋「説話法による犯罪デジスタンスの分析——常習犯罪者が犯罪を止める理由・背景」白百合女子大学研究紀要45号（2009年）1-21頁で詳細に紹介されている。

年間に非行をした者が犯罪や非行を止める時期や契機に一定の傾向があることを明らかにした。他方で、日本では保護観察官による処遇研究が盛んに行われた1970年代に、仮釈放者が再犯に及ぶ過程を、再犯時の供述調書や参考人調書における再犯者自身とその周囲の人間の語りや、仮釈放後の就労や居住形態に関する統計を基に描き出す試みがなされた。この研究では、出所後、前科を知らない雇用主の下で真面目に働き恋人もできたものの、結婚や昇進の話が出るにつれ雇用主や恋人に前科を知らせるべきか悩み始め、酒に頼りがちになった末、些細なトラブルから事件を起こした者⁴⁷⁾など、犯罪歴を抱えて生きる苦しさを痛切に感じさせる例が紹介されている。また同じ研究では、保護司や保護観察官に紹介された職場で働く者は「保護司や保護観察官の顔を立て、採用してくれた好意にむくいなければならない」と思うあまり、精神的緊張が強く、それが再犯を含めた「トラブル」を引き起こす場合が多いことも指摘された⁴⁸⁾。そして、そうした者の心情を二死満塁の局面で打席に入るバッターのプレッシャーにたとえ、「貧打者」と思われ冷笑されたり交代を告げられたりするくらいなら、「打順が回ってくる前にそこを去った方が得策であるし、打席に立ってしまえば、あたかも不可抗力であるかのようにみせかけて三振したい、とさえ望む」⁴⁹⁾と説明する。こうした日本の研究は今日あまり注目されないが、更生を信じ支えようとする者の「社会的期待」が時に「当事者」を追い詰める構図は、「ナラティブアプローチ」の下でも生じうるものであり、これらの研究を再検証する価値は高いと考えられる。このように、犯罪学の研究者や更生保護制度の担い手の間には、犯罪や非行をした者の「その後」を「当事者」自身の感情や語りを踏まえて検証することへの関心が早くから存在していた。

くわえて、1990年代以降、欧米を中心に犯罪学において「デジスタンス研究」が盛んになる⁵⁰⁾。これは、ある人間が犯罪や非行を「する」原因やきっかけではなく、ある人間が犯罪や非行を「止める (desist)」原因やきっかけに目を向

47) 伊福部舜児「仮釈放者の再犯まで——主として“社会的期待”から」(1960年)＝平野龍一編『日本の犯罪学6 1970-77 II 対策』(東京大学出版会、1980年)254-255頁。

48) 伊福部・前掲注47)255頁。

49) 伊福部・前掲注47)255頁。

50) 山内他・前掲注46)4-5頁。

けるものである。そこでは、年齢と犯罪・非行の発生率や、就労や結婚の有無と再犯との相関関係に関する統計学的研究とともに、「当事者」への聞き取り調査、長期追跡調査といった質的研究に注目することで、20代を境に犯罪を止める者が多いことや、結婚や就職をした者はしていない者に比べ再犯率が低いことが指摘される。このうち、年齢と犯罪との相関いわゆる「age-crime curve」の存在は早くから指摘され、20代で犯罪を「止める」理由としては、精神的な成熟や体力の衰えなど生物学や生理学に基づく要因と、就職や結婚といった社会的要因が挙げられることが多い⁵¹⁾。他方で、結婚、就職については、家庭や仕事の持つインフォーマルな統制機能に注目する伝統的な「社会的紐帯説 (social bond theory)」に依拠し、それらが犯罪や非行を繰り返す人生の「ターニングポイント」となることを指摘する立場が見られる⁵²⁾。家族への愛情や仕事に対する誇りと責任感から、規則正しく暮らし仕事に励むことで、安定的な収入を得るとともに、自然と犯罪や非行に親和的な仲間や環境から切り離されるというのである。もっとも、これだけを見ると、デジスタンス研究は犯罪や非行をした者のデジスタンスについて、ごく当たり前の伝統的な要因を改めて指摘したに過ぎないとも感じられよう。就労や家庭環境を重視する態度は、「福祉国家」の時代の英国や日本の伝統的な更生保護における関心と共通する。また、戦前日本では「家族主義」の観点から、更生保護における「環境の調整」に際して「家庭を形成」させることが重視され、「家庭を與ふことは、常習犯人を改善せしむる最も有力なる手段」とさえ言われていた⁵³⁾。

しかしながらデジスタンス研究は、デジスタンスをもたらす要因として、上記の点にくわえ、犯罪や非行をした者の主観面やアイデンティティの変化に注目するものでもあった。この背景には、聞き取り調査等を通して、犯罪や非行をした

51) Shadd Maruna, *Making Good: how ex-convicts reform and rebuild their lives*, American Psychological Association, 2001, pp. 28-30. 他、もっとも、同書 p. 28. で指摘されるように、年齢を重ねるにつれて、累犯により長い期間刑務所から出られなかったり、ホワイトカラー犯罪など摘発されにくい犯罪にかかわったりすることも、20代以降の人口における「犯罪者率」減少の要因と考えられ、「年齢」そのものが端的に「デジスタンス因子」であるわけではない。

52) 山内他・前掲注 46) 18-19 頁。

53) 森山武市郎『司法保護事業概説』(常盤書房、1941 年) 154-155 頁。

者の「ナラティブ」を蓄積する中で得られた知見が影響していた。「認知的転換説」は、劣悪な生育環境や犯罪、非行とそれに伴う施設収容や受刑経験といった過去を、自らにとってマイナスのものではなく、それらに「うまく対処することで、新しい機会が得られる」ものと見なすという「認知的転換」を経ることで、デジスタンスが生じるとする⁵⁴⁾。この発想は、「オルタナティブストーリー」に潜む「当事者」の力に注目する「ナラティブアプローチ」の態度とよく似ている。また、ここでは、加齢や就職、結婚といった要素も、それらを通して自己のアイデンティティや他者、社会に対する見方が変化すると説明される⁵⁵⁾。さらに、Maruna の論考に代表されるように、この立場からは出所者や薬物依存症者らの「自助グループ」「当事者グループ」の積極的意義が指摘されることも多い⁵⁶⁾。自らと同様の境遇にある者に経験を伝えることは、自らの過去を他者の立ち直りの資源として役立てることであり、「過去の自分」なしではあり得なかった「今の自分」の存在意義を感じさせるというのである。Maruna は、デジスタンスを果たした「元犯罪者」のナラティブの特徴として、恥ずべき過去を「切り落とす」のではなく、そうした過去が自分を現在の意義ある生活に導いた、と説明される傾向が見られることを指摘する⁵⁷⁾。また彼によれば、多くの「元犯罪者」は、「自助グループ」「当事者グループ」のカウンセラーや、非行少年らに接する youth worker のような仕事、自伝の出版に興味を持つという⁵⁸⁾。同時に彼は、自分の経験を他の人のために役立てたい、社会に貢献したいという思いや、自分が有意義な仕事や役割に従事しているという感覚がデジスタンスに積極的な意義を持つことを指摘しており⁵⁹⁾、「自助グループ」等での仕事や自伝の出版は、「元犯罪者」にとってそれを象徴するものであるのだろう。他方で、上述の日本の研究が示すように、就労先や支えてくれる人を得てもなお、生きづらさを抱え

54) 守山・前掲注 45) 149 頁。

55) Maruna, *supra* note 51, pp. 33-35.

56) Shadd Maruna & Thomas Lebel, *Strength-Based Approaches to Reentry: Extra Mileage toward Reintegration and Destigmatization*, 犯罪社会学研究 34 号 (2009 年) p. 64. pp. 66-68.

57) Maruna, *supra* note 51, pp. 86-87.

58) Maruna, *supra* note 51, pp. 102-104.

59) Maruna, *supra* note 51, p. 88, pp. 121-123.

ざるを得ない「元犯罪者」にとって、「犯罪や非行をした人」であることを「当事者」性という資源にして生きられる場が非常に魅力的に映るという側面もあろう。この点については、本稿後半で再度詳細に検討する。

(2) 「ナラティブアプローチ」との理論面での共通点

ここまで対人援助における「ナラティブアプローチ」の登場の経緯と、犯罪学や更生保護において「当事者」のデジスタンスの契機や過程に注目が集まるようになった経緯を検証してきた。これら二つにはそれぞれに固有の文脈が存在する一方、それぞれが依拠する問題意識や、それぞれが明らかにした知見において重なり合う部分も少なくない。そうした状況の中で犯罪者処遇においては、「長所基盤モデル」など「ナラティブアプローチ」の知見を自らの処遇モデルや実践に取り込むことへの関心も生じ始める。そこで、以下では、デジスタンス研究と対人援助一般における「ナラティブアプローチ」に共通する要素を検討したい。

上述のようにデジスタンス研究は、統計学的研究と質的研究との双方を通じて、結婚や就労などのライフイベントや「新しいアイデンティティ」の獲得が犯罪や非行をした者のデジスタンスに対して積極的な意義を持つことを明らかにした。他方で、薬物やアルコールの依存症者や精神疾患の患者、犯罪被害者や被虐待経験を持つ者の立ち直りの過程に関する研究においても、それらの重要性が指摘されている。たとえば、Veyseyらは「精神疾患 (mentally ill)」、「薬物・アルコール等の依存症 (addict/alcoholic)」、「被害経験 (victim/survivor)」、「犯罪 (criminal)」という4種類の「スティグマ」を抱えた者のナラティブの集積を経て、彼らの変容 (transform) の契機や過程、「アイデンティティ」の変化を分析した。この研究では、聞き取り調査の対象者を精神疾患や依存症等からの回復を目指す団体から募った⁶⁰⁾こともあり、「自助グループ」「当事者グループ」のカウンセラーやアドボケート、あるいはそこで目標とされる「回復者」を、自らの新しいアイデンティティとして挙げる者が多いことが示されている⁶¹⁾。これら

60) Bonita Veysey & John Christian, Moments of Transformation: Narratives of Recovery and Identity Change, 犯罪社会学研究 34号 (2009年) pp. 12-13.

61) Veysey & Christian, supra note 60, p. 23.

に新しいアイデンティティを見出すことの意義については、「元犯罪者」に関する Maruna の研究も指摘していた。他方で、この研究は上述の「スティグマ」を抱える者が日々の生活で問題に感じている事柄に、失業や孤独など社会一般の人にも共通するものが見られる一方、彼らの「スティグマ」克服の契機にも、就職、子どもの誕生、大学の卒業、家の購入など、社会一般の人でも大きな喜びや達成感を得るライフイベントが含まれることを指摘する⁶²⁾。「自営業者」「親」など、「一市民 (citizen)」であることを新たなアイデンティティにする者も少なくないようである⁶³⁾。こうしたライフイベントへの注目もまた、犯罪学の研究者や更生保護関係者の長年の関心と共通し、デジスタンス研究においても存在していた。また、自らの主宰する「自助グループ」での経験を踏まえ、摂食障害の過程で下剤乱用を経験した者が乱用を「止める」過程や契機を分析した野村の研究⁶⁴⁾のように、犯罪学におけるデジスタンス研究同様、「なぜ止めるか」への関心は対人援助においても見られる。

さらに、対人援助の諸領域で提唱される「長所基盤モデル」を犯罪者処遇に当てはめる動きも生じている。犯罪や非行をした者の個性や能力、家庭、地域社会の中に、デジスタンスや立ち直りのための「資源」を見出そうというのである。その発想は、「厳罰化」が進行する中で、「犯罪者を問題として見る」「専門家」の関心に支配された現在の刑事司法や犯罪者処遇に「パラダイムシフト」を迫るものであると評される⁶⁵⁾。上述のように、「専門家」が「問題」に注目することへの批判は対人援助における「ナラティブアプローチ」の端緒の一つでもあった。その点で、「長所基盤モデル」を提唱することは、犯罪者処遇に「ナラティブアプローチ」の機運をもたらすものとして評価できよう。また、こうした動きは、上述の Veysey らの議論同様、「スティグマ」とその克服に対する関心を発端と

62) Veysey & Christian, *supra* note 60, pp. 27-28.

63) Veysey & Christian, *supra* note 60, p. 23.

64) 野村佳絵子「下剤乱用について考える——「やめた」人たちの声をもとに」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報5号(2008年)54-70頁。ここでは、端的に下剤の使用を「禁止」するのではなく、「回復」の過程を「関係性」の中でとらえることの重要性が指摘されている。

65) 津富宏「犯罪者処遇のパラダイムシフト——長所基盤モデルに向けて」犯罪社会学研究34号(2009年)47頁、51頁。

するものでもあった。他方で、すでに Braithwaite は 1980 年代後半に、犯罪学におけるラベリング論の観点から、犯罪や非行をした者に対して「スティグマを付与する (stigmatize)」のではなく、「再統合のための恥付け (reintegrative shaming)」をすることの意義を指摘していた。犯罪や非行という過ちに対して一度は「不承認 (disapproval)」の評価を与えつつ、その後に彼／彼女を法的な人間として「再受容 (reacceptance)」すべきだということである⁶⁶⁾。「再受容」がなく「スティグマ」のみが与えられると、彼らは犯罪や非行に親和的な副次的文化 (subculture) へと追いやられがちであるというのがその理由であった⁶⁷⁾。Maruna もまた、これまで犯罪や非行をした者は刑事司法や犯罪者処遇を通して、より深刻なスティグマを与えられてきたとの問題意識から、裁判所をはじめとした公的な機関が彼らの努力や前進を評価する「儀式 (ritual)」の重要性を指摘する⁶⁸⁾。さらにそうした「未来志向」の発想は、「修復的司法 (Restorative Justice)」の問題関心とも密接に関連し、被害者を含む地域社会への貢献が犯罪や非行をした者の立ち直りに積極的な意義を持つという見解も示されるようになる⁶⁹⁾。このことは、上述のように、デジスタンスを果たした「元犯罪者」に対する Maruna の聞き取り調査においても指摘されていた。これらの議論からは、犯罪や非行をした者の「問題」ではなく、彼らの長所や、犯罪や非行の後に彼らが成長したり社会に貢献したりした面を肯定的に評価することで、彼らが再犯、再非行のない生活を送るようになるとの発想が見て取れる。他方で、上述したように「ナラティブアプローチ」の背後にも、従来、自己のあり方を否定的に評価する「ドミナントストーリー」を内面化させられてきた「当事者」のアイデンティティの変容やエンパワメントへの関心があった。この点で、犯罪や非行をした者のスティグマの除去や、「長所」や社会への貢献を根にした社会への「再受容」

66) John Braithwaite, *Crime, shame and reintegration*, Cambridge University Press, 1989, p. 55.

67) Braithwaite, *supra* note 66, p. 68.

68) Maruna, *supra* note 51, pp. 162-164. Shadd Maruna, Judicial Rehabilitation and the 'Clean Bill of Health' in Criminal Justice, *European Journal of Probation* 3 (1), 2006, pp. 107-108.

69) Maruna & LeBel, *supra* note 56, p. 64.

「再統合」という問題意識は、「ナラティブアプローチ」とつながるものであると言える。

こうしたことから、対人援助の諸領域と犯罪者処遇において、従来の「専門家」と「当事者」の関係や「当事者」のアイデンティティの変容について同様の関心が存在することや、犯罪や非行をした者とそれ以外の問題における「当事者」の立ち直りやデジスタンスの過程に共通点があることがうかがえる。その意味で、「当事者」のデジスタンスに注目し、彼らの「長所」を梃にした「再受容」「再統合」の意義を主張する機運には、「ナラティブアプローチ」が対人援助の諸領域にもたらしたインパクトと同様の意義があると評価できよう。しかしながら、以下で検討するように、実際の更生保護制度にそうした知見や機運を反映させる過程では、必ずしもそのように評価できない状況が生じている。

(3) 「ナラティブアプローチ」と更生保護制度の実践面での矛盾

上述のように、2000年代以降の英国を含む欧米諸国や日本では、「再犯防止」への関心からリスク管理やエビデンスに基づく処遇を重視する傾向が見られる。他方で、こうした傾向が、犯罪や非行をした者一人ひとりへのケースワークという伝統的な更生保護制度の姿とその担い手のあり方を変容させたことに対して、批判的な意見も少なくない。その中で英国では、デジスタンス研究の知見や対人援助における「ナラティブアプローチ」の発想を、ケースワークを基調とした伝統的な更生保護のあり方に再度脚光を当てるものと見なす議論が現れるようになる。他方で、「再犯防止」を強調する側からも、「犯罪を止める」理由を明らかにすることの持つ政策的意義に注目が集まっている。以下では、それらの議論とその下で展開されている英国の施策について検討したい。

まず、保護観察官への役割期待をめぐる議論を俯瞰する。英国では近年、デジスタンスや立ち直りをめぐる議論の中で、就職や結婚、安定した生活の意義が指摘されることに注目し、保護観察における「实际的 (practical) な」援助の重要性を主張する⁷⁰⁾意見が見られる。また、デジスタンスの過程で保護観察官が対

70) Gwen Robinson & Peter Raynor, The future of rehabilitation: What role for the probation service?, *Probation Journal* 53 (4), 2006, pp. 338-339.

象者に共感的で支持的な関係を持つことの意義を指摘した Burnett らの主張⁷¹⁾に依拠し、保護観察官が「重要な他者 (significant other)」として、対象者とケースワーク的な人間関係を結ぶことの意義を見直すべきであるとも主張されている⁷²⁾。これらはいずれも、「実際の支援」や「ケースワーク的な人間関係」といった保護観察官が伝統的に重視してきた活動の意義を、デジスタンス研究や「ナラティブアプローチ」の知見を基に再評価しようとするものと言える。同様の傾向はソーシャルワーカーの間にも見られる。今日、ソーシャルワークの議論では、ソーシャルワーカーの間にエビデンスに基づく実践の源流をリッチモンド以来のソーシャルワークの伝統に求める見解があることを指摘する⁷³⁾者や、保健所等で「当事者」のグループワークを開いたり、障がい者らの地域生活支援を実施したりといった従来の社会福祉の実践が「間違っていないかったこと」を示すものとして「ナラティブアプローチ」をとらえる⁷⁴⁾者が見られる。ここからは、新しく登場した理論に自らの伝統的な実践や価値観との共通項を見出し、ソーシャルワークの存在意義が主張されている様子が見て取れる。デジスタンスや立ち直りに関する言説を基に、犯罪者へのケースワーク的な働きかけという保護観察官の伝統的な役割に光を当てようとする動きもこれとよく似ていると言えよう。

他方で、効果的効率的な「再犯防止」に関心を持つ立場からもデジスタンス研究に強い関心が示されている。後述するように、英国では、Farrall らが「What Works 施策」にデジスタンス研究の知見を持ち込むべきだと主張し、実際に彼らの知見は一定程度、New Labour 政権の更生保護制度に反映された。また日本でも、2012年の犯罪防止閣僚会議の報告書には、再犯の実態や対策に関する研究の必要性を指摘する文脈で「再犯をしなかった者について、更生できた要因等の調査研究を検討する」⁷⁵⁾との文言が見られる。さらに英国の「What Works 施

71) Ros Burnett & Fergus McNeill, The place of the officer-offender relationship in assisting offenders to desist from crime, *Probation Journal* 52 (3), 2005, pp. 235-237.

72) Philip Priestley & Maurice Vanstone, Abolishing probation: a political crime?, *Probation Journal* 53 (4), 2006, p. 410.

73) 三島・前掲注12) 180頁。

74) 三品桂子「精神障害者のケースマネジメントとストレングズ視点——実践を通したストレングズ視点の検証」ソーシャルワーク研究 27巻1号(2001年) 38頁。

75) 犯罪対策閣僚会議・前掲注4) 14頁。

策」においては、認知行動療法を用いたプログラムが実際の支援に特化したプログラムよりもプログラムの継続率や犯罪に親和的な態度の減少率の点で高い効果を上げる⁷⁶⁾ ことについて、Maruna の論考を引いて説明する議論も見られる。そこでは、Maruna の論考においてデジスタンスできた「元犯罪者」は人生を自らの力で変えられると考えていることが指摘されるところ、実際の援助に特化したプログラムは、出所者らに自らの犯罪は社会的に恵まれない状況が原因であるとの認識を植え付け、変化への意欲を生まないと説明される⁷⁷⁾。それゆえに、出所者らの思考や認知への働きかけが不可欠であるというのである⁷⁸⁾。認知への働きかけと「当事者」の「ナラティブ」とを結合する発想は、非行少年への処遇について日本でも見られる。佐藤が提唱する「当事者研究」は、「非行に及ぶ「認知(考え方、信念)」についてアセスメントし、その「認知」を変えるためのアセスメントについて、「当事者」である「非行のある少年自身」が「研究」するように動機づけ、援助していくこと」とされる⁷⁹⁾。彼は、「非行を認知の問題として取り上げる」⁸⁰⁾ ことを明言しており、面接やワークシートを用いて「当事者」自身が自らの「認知」を「研究」することで、「再非行に走らないようにするにはどうしたらよいか」を理解することにその利点を見出す⁸¹⁾。もっとも、この佐藤の説は更生保護一般と言うより、非行臨床を射程にしたものである。また、犯罪者処遇における「長所基盤モデル」やデジスタンス研究の中で、犯罪や非行をした者による社会貢献の意義が指摘されたことは上述したとおりであるが、英国では Community Sentence 対象者に課される社会奉仕活動についても、対象者にとっての向社会的なモデルとしての意義や再犯減少を指摘する意見が見ら

76) Peter Raynor, Opportunity, motivation and change: some findings from research on resettlement, Ros Burnett & Colin Robers eds., *What works in probation and youth justice: developing evidence-based practice*, Willan Publishing, 2004, pp. 225-226.

77) Raynor, supra note 76, p. 228.

78) Raynor, supra note 76, p. 227.

79) 佐藤伸一「非行少年の当事者モデルによるアセスメント」生島浩・岡本吉生・廣井亮一編『非行臨床の新潮流——リスク・アセスメントと処遇の実際』(金剛出版、2011年) p 118

80) 佐藤伸一・前掲注 79) 118 頁。

81) 佐藤伸一・前掲注 79) 118-119 頁。

れる⁸²⁾。

上述のように New Labour 政権の更生保護制度の下では、保護観察官に「再犯防止」のための法執行官としての役割が期待される一方、当の保護観察官の間ではそれに対する反発が根強いことにかんがみると、デジスタンス研究の知見を引くことで保護観察官の伝統的なあり方を再評価すべきだとされながら、「What Works 施策」にもデジスタンス研究の知見が用いられる状況は、いささか奇妙でもある。また、いずれの立場にも一定の我田引水的解釈があることは否めない。英国においても、民間アクターや Job Centre plus などの行政機関が就労や安定した生活のための支援をしているし、地域内の民間アクターは、保護観察期間を超えて長期的継続的に支援を提供しうること⁸³⁾にかんがみれば、「重要な他者」の役割は保護観察官よりも民間アクターの方が良く務まりそうでもある。また、家族や友人、知人などがインフォーマルな形でその役割を果たすことも少なくないだろう。それゆえ、デジスタンスにおける「重要な他者」の意義ゆえに、保護観察官に伝統的なケースワーカーとしての役割を期待すべきであるということは、論理必然とは言えまい。他方で、「What Works 施策」を核とした効果的効率的な「再犯防止」を掲げる立場から、デジスタンスや立ち直りに関する議論を援用することに対して違和感を禁じ得ない。というのも、デジスタンスに「効果のあるもの (what works)」を見出し、それを対象者に与えようとする視点と、一人ひとりの「当事者」に固有の「回復の物語」「デジスタンスの物語」に目を向けることとは、正反対の問題意識に依拠すると考えられるからである。「What Works 施策」において、エビデンスに基づく「認可プログラム」を全国で一律の形で実施するよう求められていたことは、こうした違和感をより際立たせよう。また、「当事者研究」を「非行のある少年が、どの程度「自省」が深まっているかのアセスメント方法としても利用できる」ととらえる⁸⁴⁾佐藤の態度は、「ナラ

82) Sue Rex & Loraine Gelsthorpe, Using community service to encourage inclusive citizenship, Ros Burnett & Colin Robers eds., *What works in probation and youth justice: developing evidence-based practice*, Willan Publishing, 2004, pp. 202-205.

83) 小長井賀典「犯罪者の立ち直りと地域のパートナーシップ」犯罪社会学研究 34 号 (2009 年) 108 頁。

84) 佐藤伸一・前掲注 79) 125 頁。

ティブセラピー」が結局のところ「専門家」の「ドミナントストーリー」に基づいてしまうとか、「専門家」が「段階モデル」に沿って「当事者」に介入することで「当事者」を傷つけるといった、上述のソーシャルワークの研究者らが問題視する状況とも重なる。デジスタンスに「効果のあるもの (what works)」を抽出し、それを提供しようとする更生保護制度と、「当事者」の多様性個別性に目を向ける「ナラティブアプローチ」は、果たして両立するのだろうか。

この問題について興味深い示唆を与えるものとして、犯罪被害者の「回復モデル」をめぐる以下のような議論がある。近年、犯罪被害者らの「回復モデル」の中でも「ボランティアへの参加」が推奨されることがあると言われるが、これは必ずしも犯罪被害者の「回復」をもたらす場合ばかりでないとされる⁸⁵⁾。この指摘からは、「社会貢献をして、自己肯定感を高め、立ち直る「当事者」という「ドミナントストーリー」化した「回復の物語」が、必ずしも「当事者」全員に当てはまらないことが見て取れる。こうした問題は、「段階モデル」を基礎とした既存の「回復の物語」を根拠に「専門家」が「当事者」に介入することを批判する上述の伊藤の議論とも共通する。単一の「回復の物語」が必ずしも全員に当てはまらないのは、犯罪や非行をした者のデジスタンスについても同様だろう。それゆえ、保護観察所や裁判官が判断した必要性に応じて、Community Sentence や特別遵守事項として認知行動療法や社会奉仕活動の機会を与えるという発想は、デジスタンス因子の提供や増進への関心に端を発するものではあるが、「当事者」一人ひとりに固有の「デジスタンスの物語」を尊重するものとは言い難い。上述のように「当事者」のデジスタンスに注目する研究者や更生保護関係者らの議論には、犯罪者処遇に「ナラティブアプローチ」をもたらす契機が潜在するとは言え、今日の更生保護制度は、その知見を「ナラティブアプローチ」の本来的な意義から離れた形で取り入れようとしているのではないか。

そしてこのことは、統計や「当事者」への聞き取りを通じてデジスタンス因子を抽出し説明するという犯罪学の問題意識と方法論そのものの隘路でもある。犯罪者処遇や刑事政策への示唆を念頭に置かざるを得ない犯罪学が、客観性普遍性

85) 佐藤恵・前掲注42) 52頁。

を重視することへのアンチテーゼという「ナラティブアプローチ」の前提をそのまま取り入れることは難しい。とりわけ、「再犯防止」を効果的効率的に達成しようとする刑事政策の下では、「人それぞれ」とか「彼／彼女の自己決定」といった価値観で更生保護制度の対象者たる「当事者」の主観的世界を尊重することには、一定の制限が生じざるを得ない。この点で、「当事者」のデジスタンスに注目する犯罪学の議論は、対人援助の諸領域で「ナラティブアプローチ」が生じたのとは異なる問題意識に基づくものであると言える。しかしながら、ここまでの議論が示すように、今日の日英の更生保護制度では両者の差異が等閑視されており、後述するように、その下で「デジスタンス」や「ナラティブ」、「当事者の主体性」を冠した施策が展開されている。その結果、更生保護制度において「ナラティブアプローチ」を実現することや、「自助グループ」「当事者グループ」の実践を展開することには、さまざまな矛盾や困難を伴うこととなる。

(以下次号)